

令和7年度地域中核企業の創出に向けた伴走支援プログラム参加企業

募集要項

令和7年4月30日

1. プログラムの目的

島根県が行う令和7年度地域中核企業の創出に向けた伴走支援プログラム（以下、「伴走支援プログラム」という）では、島根県内の特に成長が見込まれる中小企業に対して、業容や事業フェーズに応じた計画策定、計画実行、各種課題解決等を伴走型で支援し、既存事業の成長や新規事業の収益化等を通じて、大学等から輩出される理系人材を含めた若者にとって魅力ある雇用先となるなど、地域の中核となる企業の創出を図ることを目的とします。

2. 参加費

無料（※ただし、伴走支援プログラム参加に伴う諸経費（「9.応募に係る留意事項」を参照）については各応募者で負担願います。）

3. 応募方法

(1) 提出書類

以下、すべての提出が必要となります。

(ア) 応募申し込みフォーム（Excel）（指定様式）

(イ) 事業及び取り組み内容が分かる資料（任意様式）

(ウ) 直近2期分の決算書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表、株主資本等変動計算書）

※製造原価報告書を作成していない場合は、添付なしとする。

(エ) 県税に係る納税証明書

(2) 提出期限

令和7年6月2日（月）17時まで

(3) 提出方法・提出先

上記3.(1)に記載の提出書類を、それぞれのメールアドレス宛もしくは郵送にてご提出ください。

提出書類（ア）及び（イ）の提出方法

島根県のホームページに掲載されている応募書類（Excel）をダウンロードし、必要事項を記入し、事業及び取り組み内容が分かる任意の資料と合わせて以下アドレス宛てに提出してください。なお、資料の提出はファイル共有サーバー等を使用せずメール添付にてご提出いただきますようお願いいたします。

- メールアドレス（事務局/有限責任監査法人トーマツ宛て） shimane_program@tohmatu.co.jp
- 島根県ホームページ
(URL: <https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chiiki/zisedai/r7bansoshienprogram.html>)

提出書類（ウ）及び（エ）の提出方法

提出書類（ウ）及び（エ）については応募締め切りまでに下記の島根県担当者のメールアドレス又は郵送にてご提出ください。

- メールアドレス（島根県宛て）での提出の場合：greenforum@pref.shimane.lg.jp
 - 郵送での提出の場合：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県商工労働部産業振興課 イノベーション推進係 宛て（郵送の場合は各1部を提出ください。）
- 事務局（有限責任監査法人トーマツ）からの提出書類の受領確認メールの受信をもって応募完了となります。
- 提出書類のご送付から2日経っても受領確認メールが受信されない場合には問い合わせ先までお電話をお願いいたします。
- ご提出いただいた資料・書類については審査結果問わずご返却いたしませんのでご了承ください。

4. プログラム内容

(1) 支援内容

島根県内の特に成長が見込まれる中小企業の既存事業の拡大成長や新規事業の実情・ニーズに合わせて各種課題解決に必要な支援等を実施いたします。

(ア) 支援計画の作成

- 各支援先企業への訪問や WEB 会議を通じヒアリングを行い、支援企業や事業の現状分析、課題の抽出、整理、目標・ビジョン設定、中期および短期スケジュール等を記載した事業計画の策定を支援。

(イ) 個別コンサルティングの実施

- 上記（ア）を基に、支援先企業の実情・ニーズに合わせた伴走型専門コンサルティング支援（戦略の策定と実行支援）を実施。
- 専属メンターとなるリーダー専門家（有限責任監査法人トーマツ）を配置し、毎月1回以上のミーティングを行い、課題解決と目標の達成に必要な支援を実施。

(ウ) 外部専門家による支援

- 課題解決や各種の支援ニーズに応えるため、支援企業のニーズに応じて、各分野・業界の事情に精通し

専門的な知見を有する外部専門家による助言等の支援を提供。

(エ) 販路・パートナー企業・投資家等の紹介

- 課題や各種支援ニーズにマッチした販路、パートナー企業や投資家、地域金融機関を紹介するとともに、商談や連携が生まれるための支援を提供。

(オ) その他プログラムコンテンツ

- 定期的に採択者全員及び県内支援機関等で合同メンタリング（事業相談、支援進捗の共有等）の開催。
- 成長可能性の高い事業構想の「思考」の取得を目指すワークショップの実施。
- 採択者や外部専門家などを交えた交流会の開催。

(2) 採択企業件数

6社（者）

(3) 実施期間

令和7年7月～令和8年3月

5. 応募資格

以下の要件をすべて満たす企業とする。

- (1) 島根県内に主たる事業所を有する者。
- (2) 支援事業区分（「6.支援事業区分」）記載）に当てはまる事業を営む、又はあてはまる事業を営むことを予定している者。
- (3) 中小企業基本法（（昭和38年法律第154号）第2条第1項）に定義する中小企業者に該当すること。
- (4) 島根県が運営する「島根グリーンビジネスフォーラム」、又は「島根ヘルスケアビジネスコミュニティ」に入会している者、又は入会を予定している者。
- (5) 本要項「9. 応募に係る留意事項」の規定を遵守できる者。
- (6) 次に掲げる（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者。

(ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

(イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

（注）大企業とは、株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

○中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

○投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(工) 島根県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 49 号）に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

(オ) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）を滞納している者

6. 支援事業区分

- 支援先企業は下表に基づき 2 枠を設けます。
- 各枠 3 社程度の選定を想定しております。

| 事業区分 | 支援先企業数 | 支援対象事業 (支援先企業) | 詳細 |
|-------------|--------|---------------------|--|
| 新規事業 創出枠 | 3 社程度 | 製造事業 (県内中小事業者) | 次世代産業分野（グリーン・環境・ヘルスケア）への展開等の新規事業の事業支援 (R6 年度実施した伴走支援事業に準ずるもの) |
| 地域中核 創出枠 | 3 社程度 | 事業指定なし (県内中小事業者) | 地域中核企業（※）へ向けた事業成長（企業内既存事業の拡大成長、新規事業の中核事業化 等） |

※地域中核企業・・・地域中核企業とは、以下の 3 つの要件を満たす企業と定義する。「独自の技術力とサービスを持ち、価格決定権を有する」、「高い給与水準にあり、周辺企業の所得向上に波及効果を与える」「研究・開発部門の拡充を行う」

7. 支援対象企業の選定方法

(1) 選考方法

有識者等で構成される審査委員会の意見を踏まえ採択企業を決定いたします。

(2) 審査方法

一次（書類）審査を実施した後、二次（面談）審査を実施いたします。

なお、応募多数の場合には一次（書類）審査にて不採択となる場合がございます。

(3) 審査会

二次審査（面談）：6 月 27 日（金）11:00～18:00（1 社 30 分程度を想定）

松江市内にて開催予定となります。原則現地参加をお願いいたします。

(4) 審査項目

※「新規事業創出枠」、「地域中核創出枠」共通の審査項目となります。

| 審査項目 | 評価内容 | |
|---------------|-------|---|
| 企業、及び事業 内容 | ビジョン | 会社としてどのような課題・ニーズを意識し、どのような実現したいビジョンを描いているか。 |
| | 実現可能性 | 事業に活かせる経験やリソースを有しているか。達成目標が妥当なものか。事業を適切に遂行し得る人員体制を確保できているか。 |
| 技術アイデア | 優位性 | 保有する技術、または製品・サービスにおいて、優位性があるか。 |

| | | |
|----|---------|--|
| | 成長性/社会性 | 事業の成長を通じて、将来的に地域経済に波及効果が望めるか。 |
| 人物 | 熱意・コミット | 事業に対する熱意を感じられ、自らがチャレンジし、成長する意欲があるか。自社で成長できる仕組（自走できる仕組）の構築・改善に取り組む意欲があるか。 |
| | プログラム理解 | 本プログラムについて積極的な活用を検討しているか。 |

(5) 審査・選定に係る留意事項

上記「7. 支援対象企業の選定方法」に記載の審査会日について予め日程の確保をお願いいたします。

なお、応募多数の場合、一次（書類）審査で不採択となる可能性がある点、ご留意下さい。

- 審査会には、原則、代表者又は代表者に準ずる事業責任者が出席してください。
- 選定結果の通知については、審査後、参加者全員に速やかに伝達します。
- 採択者には、採択通知と合わせて本支援プログラムに参加する意思確認後、採択決定となります。落選者については、審査結果通知時にメール等によるフィードバックを実施します。（審査経過、審査結果等に関する問い合わせには一切、応じません。）

8. 全体スケジュール

| | |
|---------------------------|---|
| 募集期間 | 4月30日（水）～6月2日（月）17時まで |
| 一次審査（書類審査）結果通知 | 6月20日（金）※予定 |
| 二次審査（面談審査） ※一次通過者のみご案内 | 6月27日（金）※確定 |
| 審査結果通通知 | 6月30日（月）※予定 |
| 伴走支援プログラム期間（支援期間） | 令和7年7月～令和8年3月 |
| 合同メンタリング（現地参加） | 7月9日(水) 8月21日(木) 9月17日(水) 10月15日(水) 11月18日(火) 12月16日(火) 1月14日(水) 2月17日(火) ※日程は予定日 |
| 成果報告会（現地参加） | 令和8年2月中旬～3月初旬 ※予定 |

9. 応募に係る留意事項

- (1) 応募いただいた企業につきまして事務局で一次審査時にバックグラウンドチェックを実施いたします。
- (2) 伴走支援プログラムに採択された企業間及び事務局（有限責任監査法人トーマツ）とで秘密保持契約を締結いたします。
- (3) 伴走支援プログラム事務局は、支援期間中に入手した企業の機密情報・個人情報を適切に管理するとともに、目的を明確化した上で、当該プログラムのために共有・活用いたします。なお、当該プログラムにより支援する企業及び製品の情報や各種写真等については島根県議会や報道機関等に公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

- (4) 採択後は、伴走支援プログラムで実施する支援、合同メンタリングにすべてに出席するなど、代表者及びコアメンバーの積極的な関与をお願いします。
- (5) 支援対象者には、プログラム実施期間(令和 8 年 2 月中旬～3 月初旬を予定)に開催する、県の産業支援機関や金融機関等に対する成果報告会へ参加いただきます。
- (6) 伴走支援プログラムで実施する支援や合同メンタリングに、プログラムの充実を目的として県の産業支援機関、県と連携協定を締結している金融機関等が同席する場合がございます。
- (7) プログラム応募・参加に伴う通信費、使用する資料の準備、交通費等の諸費用は、各応募者・支援対象者においてご負担ください。
- (8) 事業成果の把握等のため、プログラム期間中及び終了後において島根県が定期的実施するフォローアップ調査へのご協力をお願いします。
- (9) 以下の場合には、審査対象外としますので、予めご了承ください。また、プログラム実施中に判明した場合は支援を打ち切りとします。この場合、採択企業に生じた損害について、島根県及び事務局は一切責任を負いません。
 - (ア) 本要項「5. 応募資格」に該当しない場合
 - (イ) 応募内容に不備がある場合
 - (ウ) 応募に際して虚偽の情報を記載又は虚偽の申告を行った場合
- (10) プログラム参加にあたり、不適切であると島根県及び事務局（有限責任監査法人トーマツ）が判断した場合には、途中で辞退していただく場合がありますのでご注意ください。この場合、採択企業に生じた損害について、島根県及び事務局は一切責任を負いません。
- (11) 伴走支援プログラムで行う支援によって、事業計画の成功を保証するものではありません。

10. 応募に関するお問い合わせ

【事務局】

令和 7 年度地域中核企業の創出に向けた伴走支援プログラム 事務局

有限責任監査法人トーマツ

メールアドレス：shimane_program@tohmatu.co.jp

TEL：070-3330-5507 担当者名：中藤（ナカトウ）

※本事業は、島根県から有限責任監査法人トーマツが委託を受け、運営しています。

【島根県問い合わせ先】

島根県商工労働部 産業振興課 イノベーション推進係

メールアドレス：greenforum@pref.shimane.lg.jp

TEL：0852-22-5293

対応時間：月～金曜日（祝日を除く）

9：00～17：00（12：00～13：00を除く）

以上